

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（抄）

（平成22年4月1日 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号）

第四 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

1 基本的方向

北方領土隣接地域は、北方地域元居住者の多くが住んでいる地域であり、北方領土返還要求運動の発祥の地であると同時に、この運動の拠点として重要な位置を占めている。

この地域は、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展してきたが、北方領土問題が未解決であることから、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されている。

北方領土隣接地域が置かれている、このような特殊な事情にかんがみ、この地域の安定した地域社会としての形成に資するため、北方領土隣接地域の現状及び課題を踏まえ、特別措置法第六条に基づく北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定し、同計画に基づき、関係施策の総合的な推進を図る。

2 振興計画

(1) 振興計画の性格

振興計画は、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示すものである。

(2) 振興計画の期間

振興計画は、おおむね五年を一期とする計画とし、北方領土が返還されるまでの間、継続して策定する。

振興計画は、北方領土が返還された日の属する年度において終了する。

(3) 振興計画の対象地域

振興計画は、特別措置法第二条第二項の区域を対象とする。

(4) 施策の基本方向

ア 北方領土隣接地域における社会・経済の安定的な発展の基盤を形成するため、交通施設及び通信施設の整備を図るとともに、国土の保全及び水資源の開発を図る。

イ 北方領土隣接地域の住民の生活の安定に資するため、教育及び文化の振興を図るとともに、住宅、生活環境施設及び社会福祉施設の整備を図るほか、医療の確保に努める。

ウ 北方領土隣接地域における活力ある地域経済の展開のため、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発を図る。

エ アからウまでに掲げるもののほか、北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情に起因する諸問題の解決に資するため、地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な施策について、適切な計画を策定する。

(5) 諸計画との整合性等

- ア 振興計画の策定に当たっては、北海道総合開発計画との整合性を保つよう十分配慮する。
- イ 振興計画の策定に当たっては、計画対象区域の市町の基本構想等との関連に十分配慮する。

(6) その他の留意事項

- ア 振興計画の策定及びその実施に当たっては、自然環境等環境の保全に十分配慮する。
- イ 振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分配慮する。
- ウ 振興計画の実施に当たっては、今後の国、地方公共団体の財政事情等社会経済情勢の推移に応じて、弾力的な運用を図る。